



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	林田清明教授の経歴と業績
Author(s)	長谷川, 晃
Citation	北大法学論集, 65(6), 161-177
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58371
Type	other
File Information	lawreview_vol65no6_11.pdf



林田清明教授の経歴と業績

長谷川 晃

一．経歴

林田清明教授（一九五一・昭和二六年五月七日生）は、二〇一五年三月三十一日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。林田教授は、一九七五年三月に九州大学法学部を卒業後、同年四月に九州大学大学院法学研究科修士課程に入学

され、一九七〇年三月同課程を修了の後、一九七七年四月九州大学大学院法学研究科博士後期課程に進学された。一九八〇年三月に同課程を単位取得退学され、一九八〇年四月に九州大学法学部助手に採用された。一九八一年四月に大分大学経済学部

に専任講師（民法担当）として赴任され、一九八二年四月には同学部助教授に昇任された。その後、一九八五年四月に北海道大学法学部に助教授として赴任され、一九八八年八月から一九九〇年七月までの間、米国イェール大学ロー・スクールの客員研究員として海外研修をされた。一九九一年五月には北海道大学法学部教授に昇任され、二〇〇三年四月の北海道大学の組織替えに伴って同大学院法学研究科教授と成られて今日に至っている。

この間、林田教授は、北海道大学法学部・法学研究科、北大全学教育の各種委員を務められ、また『北大法学論集』編集委員会委員長としても尽力された。その一方、学外においては、大規模小売店舗審議会特別委員、また北海道建設工事紛争審査会委員や宅地建物取引業主任者講習会講師などを長年務められて来られた。さらに、二〇〇三年には日本法と経済学会の設立

に携われ、二〇〇六年には同学会の副会長、二〇〇八年から二〇〇九年まで同学会会長に就任されて、今日まで、同学会理事として、わが国の〈法と経済学〉の発展に大きな貢献をされた。

教育

林田教授は、北海道大学での教育面においては、全学教育・旧教養部における法学の講義、〈法と文学〉の講義、一般教育演習などを、また法学部においては〈法と経済学〉の講義や演習などを担当されて来られた。さらに大学院法学研究科においては〈法と経済学〉特殊研究、〈法と経済学〉特殊演習などを、法科大学院においては兼任教員として法と経済学を担当されて来られた。これら一連の授業、特に法と経済学の講義や演習は、法の新しい見方や考え方を示すものとして学生たちの多くの関心を惹きつけた。そして、教授は、これらの授業での試みや留学での成果などを『法と経済学―新しい知的テリトリー』（信山社）として著わされた。加えて、教授が近年力を入れて来られた〈法と文学〉に係る授業も、全国的な先駆けの試みとして意義があり、その一端は近刊予定の新著『法と文学〉の法理論』（北海道大学出版会）でも触れられる予定である。

このほか、札幌学院大学、北海学園大学、神戸大学、北星学

園大学、東北学院大学法科大学院などにおいても、林田教授は、〈法と経済学〉の講義を中心として非常勤講師を務められるなど、全国的な教育活動の面でも多大な尽力をされた。

二、研究業績

林田教授の研究テーマは、大きくは三つの分野に亘っている。すなわち、民事法、〈法と経済学〉、そして〈法と文学〉である。

1. 民事法

林田教授は、民事法とくに不法行為責任をテーマとして研究生活をスタートされた。そこでは特に民事法における相当因果関係を英米法との比較において研究される中で、アメリカ法では既に一九二〇年代からリーガル・リアリスト（法現実主義者）の一人で因果関係縮小論者であり、保護目的・保護範囲論の主張者であったレオン・グリーン教授の理論と出会われた。教授の初期の研究論文はこのテーマに関わるものである。林田教授は、わが国の相当因果関係論の理論的役割を明らかにするため、まず、英米法における法的因果関係（proximate cause）の要件とその多様な実践を詳細に検討することにより、その理

論的構造と機能とを明らかにされた。その上でさらに、アメリカにおいて伝統的な法的因果関係論を一貫して批判してきたグリーン教授の理論、すなわち保護目的・保護範囲論を対比することによって、アメリカにおける法的因果関係の多様な役割と理論的根拠、そしてその問題点を探求されたのである。

この法的因果関係や保護範囲論の研究の延長・発展となるものに、関係的利益論や死者の名誉毀損などに関する一連の論文がある。そこでは、林田教授は、法的に保護されるべき関係的利益の内、特に取引関係における利益、死者の名誉毀損や近親者の生命侵害の場合などの法益のあり方を検討された。例えば、民法七一条が保護する法益は、死者と近親者との間に存在する家族関係上の利益であって、この関係的利益が侵害される場合に、同条は賠償請求権を認めるものであるとの分析がなされている。

他方で、林田教授は、これらの保護範囲論やアメリカの民法の研究を通じてリーガル・リアリズムなどの影響を少なからず受けられ、専門の民法学、そして実定法学をはじめとするわが国の伝統的な法学の在り方にも広い批判的関心を持たれた。この研究関心は、以下に述べる二つの研究テーマによっていっそう進められることになった。

2. 法と経済学

林田教授は、一九七〇年代末には、すでにアメリカ法で盛んになっていた、リアリズム法学の系譜にある《法と経済学》の研究へと向かわれた。その背景には賠償範囲を因果関係で区切ること、また法的保護範囲論にも理論的な限界があり、そこにはより合理的な基準が必要であることを感じられたためであった。この《法と経済学》は、一九六〇年代初頭からアメリカ法において盛んになった、最も科学的な法理論であると言える。

この分野での林田教授の初期の作品には、民法九五条の錯誤の経済分析や共通錯誤の分析を試みたものがある。とくに、民法九五条の役割は、錯誤の危険をいずれの当事者に分配するかということを規定するものとされ、この実質的判断が法律行為の解釈のもとに行なわれているにすぎないとされた。そして同条の問題は、無効の危険（リスク）を表意者たる錯誤者かその相手方のいずれかがいかに安価に負担するかを解明することに核心があるとされ、伝統的な錯誤論の手法とは全く異なる、効率性基準を軸とした注目すべき新しい考え方と分析方法を提唱されたのであった。

この間、林田教授は、《法と経済学》の研究を本格的に体得すべく、その中心の一つである米国イェール大学ロー・スクー

ルで二年間の研究に携わられ、〈法と経済学〉や不法行為責任を中心とした研究を進めて、論文も発表された。特に、市場と法というテーマ、とりわけ民法への経済分析の応用、そして憲法と経済学との関係、さらには法や法学の内における経済学的な論理やその方法にも検討を広げられた。教授は、これら〈法と経済学〉の私法・民法分野への適用と法理論としての可能性を究明する研究を著書『法と経済学』の法理論（北海道大学図書刊行会）としてまとめられている。また、他方では、この研究と関連して、伝統的な法や法解釈のあり方について見直すために、実践的推論に関するテーマも探求された。このような広く〈法と経済学〉に関する一連の研究は、法学への新たな視点と分析方法をもたらすものとして学界の大きな関心を集めている。

3. 法と文学

〈法と経済学〉に対しては様々な批判や疑問が国内外で出された。新たな理論や方法について批判や疑問があるのは常である。しかし、林田教授は、もっぱら批判ないしは懐疑を持つ者たちが拠る所としている法や法学とは何かを問われた。〈法と経済学〉への批判や懐疑の背後にある見方が、「法は法である」

として、法以外の何者でもないというものの、換言すれば、法は自己完結しようという前提そのものに疑問をもたれたのである。このため、林田教授は、〈法と経済学〉研究の傍ら、法はより多様であつていいのではないかと考えられていた一九九〇年代後半から、〈法と文学〉の研究にも関心を深めてゆかれた。〈法と文学〉は、法と文学との間にある様々な共通性や類似性に関心を向けることで法の意義を再考する試みであるが、教授の意図の背景には、〈法と経済学〉が真に法学の分析方法たり得るかという課題を究明する必要があつたと言える。

そこで、林田教授は、〈法と文学〉の方法と可能性を中心に関心を持たれた。チャタレイ裁判をはじめとする文学作品の検討を通じて、私的空間というものが次第にクローズアップされ、わが国の法に取り入れられる時代・文化、法意識の変化を検討された。また、社会の法的空間はいわば「理性と正義」の劇場であるとされ、そこでの法とその権力の作用が、夏目漱石『門』を素材として検討された。またF. カフカの『審判』、A. カミュの『異邦人』、さらにH. メルヴィルの『ペリー・バッド』などの文学作品を通じて、法がどのように人びとに作用するかについて検討された。さらに教授は、解釈としての法という文学的側面を取り上げられ、「意味の所有権」、特に法が価値・意

味を持つのは社会的・文化的コンテクストとの関連付けにおいてであること、また文学であれ法学であれテクストの持つ意味は一定不変ではないことに関わる考察を深められた。

林田教授による〈法と文学〉研究は、事件や紛争を取りあげた物語が法の本質に関する洞察力を提供しうる新たな理論・方法であることを明らかにしようとするものである。それはまた、法学教育や法解釈論、そして法理学的研究にも資する方法・理論としても有益ではないかとも考えられている。文学作品に関する解釈理論が、社会的・文化的環境ならびに人間洞察を向上させることによって、法の理解をいっそう深め、よりよい解釈に至りうることを教授は明らかにされた。そして、これらの一連の〈法と文学〉研究は、わが国でもこの分野における本格的な研究の端緒であり、伝統的な法学スタイルの色彩の強いわが国の法学にとってその批判的な意義は大きいといえよう。これらの成果は教授の近著である『〈法と文学〉の法理論』（北海道大学出版会）にまとめられる予定である。

以上のように、林田教授は、その研究歴の主要な部分において、特に〈法と経済学〉の研究および〈法と文学〉の研究を進めて来られた。教授のこのような関心は、わが国の法学に係る

伝統的な法学観や法解釈観を見直し、法が他の諸学にも開かれたものであることを確認しながら、そのような批判性と開放性を介して法のパフォーマンスを改善することを学問的意図とされるものであったと言える。林田教授が先鞭を付けられたこれらの新たな法のあり方の研究が、次代の研究者によって引き継がれ、さらに深められてゆくことが期待される。

林田清明教授の経歴

一九五一	五月七日	熊本県に生まれる
一九七五	三月	九州大学法学部卒業
一九七七	三月	九州大学大学院法学研究科修士課程修了
一九七七	四月	九州大学大学院法学研究科博士後期課程入学
一九八〇	三月	同右 単位取得退学
一九八〇	四月	九州大学法学部助手
一九八一	四月	大分大学経済学部常勤講師(民法担当)
一九八二	四月	同右 助教授
一九八五	四月	北海道大学法学部助教授

一九八八 八月 米国イェール大学ロー・スクール客員

二〇一五年

一九九〇 七月 研究員 (American Council of Learned

『〈法と文学〉の法理論』北海道大学出版会

Societies: ACLS 研究奨学生)

一九九一 五月 北海道大学法学部教授

Ⅱ 学術論文

一九九六 一二月 博士(法学)(北海道大学)

一九七八年

二〇〇三 四月 北海道大学大学院法学研究科教授

「相当因果関係の理論的根拠」『九大法学』三六号五頁

林田清明教授の業績

I 著書

一九八〇年

「グリーンの保護目的・保護範囲論」『九大法学』三九号八九頁

一九九六年

『〈法と経済学〉の法理論』(北海道大学法学部選書2) 北海道

一九八一年

大学図書刊行会
「親子関係の法的保護」『大分大学経済論集』三三卷三三四六頁

一九九七年

『法と経済学—新しい知的テリトリー』信山社

「The Necessity for the Rational Basis of the Duty-Risk Analysis in Japanese Tort Law: A Comparative Study」1981 Utah Law Review 65-90.

二〇〇二年

『法と経済学—新しい知的テリトリー(第二版)』信山社

一九八二年

「死者の名誉毀損の法的構成」『大分大学経済論集』三三卷六号二二三頁

「死者と近親者の関係上の利益」『大分大学経済論集』三四卷二号一四頁

一九八三年

「不法行為法における取引関係の保護」『大分大学経済論集』

三四卷四六号三六〇頁

「錯誤の経済分析―経済分析の試み(一)」『大分大学経済論集』

三五卷一号九〇頁

「錯誤の経済分析―経済分析の試み(二)」『大分大学経済論集』

三五卷二号一二三頁

一九八四年

「共通錯誤―一つの経済分析」『大分大学経済論集』三五卷五号二六〇頁

一九八五年

「生命侵害と近親者の関係的利益」『大分大学経済論集』三六卷五号二一四頁

「英米法の精神的ショック・ケースにおける因果関係対保護範囲論」『大分大学経済論集』三六卷六号一九三頁

「製造物責任の内容―責任主体」(徳本鎮との共著 加藤一郎・竹内昭夫編『消費者法講座』二卷(商品の欠陥) 日本評論社、一八三頁

一九八六年

「共同不法行為の経済分析(一)」『北大法学論集』三七卷二号二二二頁

一九八八年

「事故の抑止と交通事故における損害賠償」『判例タイムズ』六五四号五一頁

「製造物責任の現在―食品事故」『判例タイムズ』六六六号五頁

一九九一年

「民事違法の経済理論」『判例タイムズ』七四六号二五頁
「効率性対違法性―民事違法の経済理論」『北大法学論集』四一卷三号一四五九頁

「事故の抑止と交通事故における損害賠償」日本交通法学会編

『人身賠償・補償研究』第一卷一四二頁「再録」

一九九二年

「賠償と差止」『北大法学論集』四一卷四号一八四六頁

「法と経済、法の経済分析、批判とパラダイム（二）」『北大法学論集』四二卷三号九〇五頁

「法と経済、法の経済分析、批判とパラダイム（二）」『北大法学論集』四二卷四号一二三四頁

「法は経済である——ポズナーの『法の経済分析』入門」『北大法学論集』四二卷五号一四〇頁

「実践的推論とプラグマチズム法学（二）」『法律時報』六四卷一一号六頁

「実践的推論とプラグマチズム法学（二）」『法律時報』六四卷一二号五六頁

一九九三年

「実践的推論とプラグマチズム法学（二）」『法律時報』六五卷一号六九頁

「実践的推論とプラグマチズム法学（四）」『法律時報』六五卷

三号七四頁

「不法行為法の経済理論」日本法社会学会編法社会學四五号「法の解釈と法社会学」九七頁

「実践的推論と『法と経済学』」日本法哲学会編法哲学年報「実践性と法」四四頁

「経済学でつかまえて」『法学セミナー』四六一号九八頁

「法と経済学の基本ツール」『法学セミナー』四六二号一〇二頁

「完全競争市場で何が起こっているか」『法学セミナー』四六三号一〇六頁

「とうもろこしと表現の自由」『法学セミナー』四六四号一〇二頁

「コースの定理と法」『法学セミナー』四六五号一〇六頁

「所有権の経済学」『法学セミナー』四六六号一〇二頁

「何を私的に所有するか」『法学セミナー』四六八号一〇〇頁

一九九四年

「物権変動の経済理論」『法学セミナー』四六九号九八頁

「所有権の救済と濫用」『法学セミナー』四七〇号九八頁

「法律行為の経済理論」『法学セミナー』四七一号九八頁

- 「公序良俗をエコノミックスする」『法学セミナー』四七三号
一一二頁
- 「効率的な契約違反」『法学セミナー』四七四号一〇四頁
- 「不法行為の経済理論」『法学セミナー』四七五号一一〇頁
- 「誰が事故の安価回避者か」『法学セミナー』四七六号一二二頁
- 「共同不法行為」『法学セミナー』四七七号一〇四頁
- 「過失責任と無過失責任―故意不法行為・懲罰的賠償」『法学セミナー』四七八号九二頁
- 「独占のエコノミックス」『法学セミナー』四七九号一〇〇頁
- 「独禁法のパラドックス」『法学セミナー』四八〇号一〇八頁
- 一九九五年
- 「規制緩和のポリティックス」『法学セミナー』四八二号一〇六頁
- 「公共選択と法―悲劇的選択」『法学セミナー』四八三号九八頁
- 「立法の経済理論―ダンス・ウィズ・リアリズム」『法学セミナー』四八四号一〇五頁
- 「正義と分配の経済学―神々の争い」『法学セミナー』四八五号一〇三頁
- 「憲法の経済学（1）―憲法のリアリズム」『法学セミナー』四八七号一〇〇頁
- 「経済的自由と精神的自由―憲法の経済学（2）」『法学セミナー』四八八号一〇一頁
- 「裁判所へ行く」『法学セミナー』四八九号九八頁
- 「法は経済である」『法学セミナー』四九一号一〇三頁
- 「民法三条―二〇条」注解法律学全集 民法総則1（水本浩編）
青林書院
- 一九九六年
- 「憲法の経済学的アプローチ」『ジュリスト』一〇八九号七六一―八一頁
- 一九九七年
- 「損害賠償の経済学」『新・現代損害賠償法講座第1巻』三一―九頁
- 「インターネット上のプライバシー問題」『法学セミナー』五一六号一二六頁

一九九八年

「〔法と経済学〕から見た定期借家権論争―借家規制と効率性」

『判例時報』一六四五号八頁

「法律行為の経済理論―基礎と試み」『民法学と比較法学の諸相Ⅲ 山島正男・五十嵐清・数重夫先生古稀記念』信山社、二三頁

一九九九年

「ポストモダンと法解釈の不確定性」瀬川信久編『私法学の再構築（北海道大学法学部ライブラリー2）』北海道大学図書刊行会、一四五頁

二〇〇一年

「インターネット時代のプライバシーと個人情報保護」『くらしと社会のための安全の科学（平成一三年度北海道大学公開講座）』三七―四一頁

二〇〇二年

「インターネット時代のプライバシーと個人情報の保護」栃内香次・木村純編著『二一世紀の安全を考える』北海道大学図書

刊行会、二九頁

二〇〇三年

「現代家族の変化と相続法制―相続法の経済分析の試みと素描」『会計検査研究』二七号二五頁

「法と経済学の方法と可能性―伝統法学との対比から」日本学術会議経済政策連絡委員会編『経済政策とアカウンタビリティ・制度設計と人づくり』七一頁

二〇〇四年

「『法と文学』の諸形態と法理論としての可能性（一）」『北大法学論集』五五卷四号一四三九頁

二〇〇五年

「『法と文学』の諸形態と法理論としての可能性（二）」『北大法学論集』五五卷五号一八五五頁

「法曹の合理的行動と利益集団論―その素描」『競争法の現代的諸相（上）―厚谷襄児先生古稀記念論集』信山社、二五三頁

二〇〇六年

「法による文学規制と〈法と文学〉——チャタレイ裁判再考」『北大法学論集』五七卷二号五二三頁

二〇〇七年

「私的空間という装置と法——〈法と文学〉による日本プライバシー——前史」『北大法学論集』五七卷五号二二四七頁

「家族の変容と相続、扶養行動——法学的観点から」『季刊家計経済研究』七四号四一頁

二〇一二年

「法のナラティブと法的推論——志賀直哉『范の犯罪』を素材に」長谷川晃編著『法のクレオール』北海道大学出版会、二四一頁

「法・社会規範とその遵守に関する〈法と文学〉による考察——夏目漱石『門』と『理性と正義』の劇場」『北大法学論集』六三卷四号三三二—「二九六」三七頁

二〇一三年

「法解釈・法的判断と経済的ロジック」『北大法学論集』六三卷六号一八八頁

「法・法制度の理解のための文学的フィクションと法の現実

——F. カフカ『審判』、A. カミュ『異邦人』、H. メルヴィル『ビリー・バッド』を素材に」『北大法学論集』六四卷四号三六二—「一」—三〇九「五四」頁

Ⅲ 判例批評・学会報告など

〔判例批評〕

一九八六年

「使用者責任と共同不法行為責任が交錯する場合の求償（大阪高判昭和六〇年六月二八日判例タイムズ五六八号七七頁）」『判例タイムズ』六一三号九一頁

一九八八年

「昭和四十七年九月に出生した極小未熟児の診療に当たった眼科医師に光凝固法による治療を前提とする説明義務、転医義務はないとされた、他の事例（名古屋高判昭和六一年二月二六日判例時報一二三四号四五頁）」『判例評論』三四七号五一頁（『判例時報』一二五三号一九七頁）

一九九五年

「オウム・インコ病事件（東京高判平成四・三・一一）」『製
造物責任の研究』金融・商事判例増刊』九六〇号九二頁

一九九九年

「自動車修理業者・陸送業者―運行供用者責任」『交通事故判
例百選』第四版（別冊ジュリスト）二四頁

二〇〇〇年

「権利能力なき社団において会務の運営、会計処理等に不明朗
が存することが相当の根拠をもって強く疑われるような場合に
は、構成員が右社団に対し会計帳簿等の閲覧謄写請求権を有す
るとされた事例（東京地判平成一一・四・二六）」『判例評論』
四九八号一一頁（『判例時報』一七二二号二〇五頁）

二〇〇三年

「東京高等裁判所判決平成一四年一月二六日・判例タイムズ一
〇八三号二九五頁、判例時報一七七二号一七頁（早稲田大学江
沢民主席講演会名簿提出事件控訴審判決）」『北大法学論集』五
四卷二号五四一頁

『学会報告』

一九七九年

「相当因果関係の理論的根拠」九州法学会第六三回大会（於・
北九州大学）

一九八三年

「関係的利益論―死者の名誉毀損の場合」九州法学会第六七回
大会（於・大分大学）

一九八七年

「交通事故の抑止と損害賠償」（研究報告）人身賠償・補償研
究会（日本交通法学会）

一九九一年

「違法性としての経済的効率性―法律と経済をつなぐ一視点」
日本法社会学会関西部会

一九九二年

「不法行為法の経済理論」日本法社会学会一九九二年度學術大
会ミニ・シンポジウム「効率性の法社会学」（於・大阪大学）

「実践的推論と『法と経済学』——法解釈と経済学の役割」日本
法哲学会一九九二年度学術大会シンポジウム・実践理性と法
(於・関西大学)

二〇〇一年
日本法社会学会二〇〇一年度学術大会ミニ・シンポジウム「道
徳と法」コンメンテーター・司会(於・御茶ノ水女子大学)

二〇〇三年
日本法社会学会二〇〇三年度学術大会ミニ・シンポジウム「司
法改革」(於・青山学院大学)

二〇〇八年
「法的判断を経済的ロジックとする」日本法と経済学会(学術
講演、於・東京工業大学)

二〇一二年
「法と文学の可能性と方法」日本近代文学会二〇一二年度春季
学術大会・特集〈法〉と〈文学〉シンポジウム(於・二松学舎
大学)

IV 解説・翻訳・書評ほか

一九八一年

「導入預金と民法九〇条」酒巻俊雄・徳本鎮編著『金融事故の
民事責任』一粒社、二二〇頁

一九八二年

「民法一〇九条の表見代理」徳本鎮編『判例演習民法総則』
九州大学出版会、六〇頁

「民法一一〇条の表見代理と基本代理権の存否」
同右 六二頁

「民法一一〇条の表見代理と正当理由」

同右 六四頁

「代理人による手形の振出と民法一一〇条の第三者」

同右 六六頁

一九八五年

「Alan O. Sykes, The Economic Analysis of Vicarious
Liability, 93 Yale L. J. 1231 (1984)」(論文紹介)『アメリカ法』
一九八五—二二二五頁

一九八六年

「Victor P. Goldberg, An Economic Analysis of The Lost-Volume Retail Seller, 57 So. Cal. L. Rev. 283 (1984)」(論文紹介)
『アメリカ法』一九八六一号一五五頁

「胎児の権利能力」五十嵐清編著『法学ガイド民法Ⅰ(総則)』

日本評論社、四四頁

「臓器移植と民法上の問題」

同右 四六頁

「死者の人格権」

同右 四八頁

「無能力者の詐術」

同右 五〇頁

「学生選挙権と住所」

同右 五二頁

「失踪宣告の取消と善意者の保護」

同右 五四頁

「期限の利益喪失約款」

同右 一六三頁

一九八九年

「藪重夫教授の経歴と業績」『北大法学論集』三九卷五・六合
併号(五十嵐清教授・藪重夫教授退官記念特集号)二〇〇一頁

一九九〇年

「法の効率性の世界——(書評) ランデイス・ボズナー著不法行為法の経済的構造(一九八七)」『北大法学論集』四一巻一号三七六頁

一九九二年

「Christopher H. Schroeder, Corrective Justice and Liability for Increasing Risks, 37 U.C.L.A. L. Rev. 439 (1990)」(論文紹介)『アメリカ法』一九九一一号二四五頁

「カドローとプラグマチズム法学(書評) R. A. ポズナー著カドロー評判の研究(一九九〇)」『北大法学論集』四二巻六号一六〇三頁

「(法学会記事) 濱田宏一・報告『法と市場メカニズム』」(北海道大学法学部法学会 平成三年九月一二日)『北大法学論集』四二巻四号一二二七頁

一九九三年

「真実の発見は規制から生まれぬ」『朝日新聞』論壇一九九三年三月二七日朝刊

北海道大学学生部編『学生生活実態調査報告書』平成三年度第四章・第五章、三一—六〇頁、同・資料、一六〇—二一八頁

一九九四年

「見ゆるもの・見えざるもの」『追悼荒木俊夫』荒木俊夫追悼文集編集委員会、一二四頁

一九九五年

「(論文紹介) R. Craswell, Property Rules and Liability Rules in Unconscionability and Related Doctrines, 60 U. Chi. L. Rev. 1 (1993)」『アメリカ法』一九九五—一号一一頁

一九九六年

「(書評) William N. Eskridge, Jr. Dynamic Statutory Interpretation (Harvard University Press, 1994)」『アメリカ法』一九九六—一号九九頁

「悪徳商法にあわないために、もしあったら」『えるむ』(北海

道大学学生委員会) 七九号一四頁

一九九八年

「(書評) 阿部泰隆、野村好弘、福井秀夫編『定期借家権(一粒杜・一九九七)』『ジュリスト』一一四〇号一五三頁

一九九九年

「Peter Newman, ed., "The New Palgrave Dictionary of Economics and the Law", 3 vols, Macmillan, 1998」『国家学会雑誌』一一二巻五・六号一八三頁

「法と経済は不可分である——新旧制度学派の〈法と経済学〉」

『アメリカ法』一九九九—一号五六頁

「(書評) T. J. ミセリ『法の経済学——不法行為、契約、財産、訴訟』(細江守紀監訳)(九州大学出版会・一九九九年)」

『地域学研究』二九巻一号二〇五頁

二〇〇〇年

「法と経済学」伊藤正己、園部逸夫編集代表・現代法律百科大辞典、ぎょうせい

「法と経済学——法律実務と周辺学の匂」『法学セミナー別冊

法学入門二〇〇〇』三二頁

「法と経済学から日本法を見る」J. Mark Ramseyer & Minoru Nakazato, Japanese Law: an Economic Approach, The University of Chicago Press, 1999] 『アメリカ法』二〇〇〇—一号八九頁

二〇〇一年

「A・ブルックナー 交響曲第九番」『北海道大学大学院法学研究科付属高等法政教育研究センター News Letter (メール)』四号三頁

「R・ボズナーの道徳無用論—法的推論の在りか」『アメリカ法』二〇〇一—一号一〇〇頁

二〇〇三年

「法と経済学」AERA・ムック『法科大学院がわかる。』朝日新聞社、三九頁

二〇〇四年

「岡本綺堂のナラティブと近代」『文芸別冊 岡本綺堂』河出書房新社、一四八頁

二〇〇九年

小泉八雲「橋の上」: Lafcadio Hearn, "ON A BRIDGE", in JAPANESE MISCELLANY (1901). (<http://www.aozora.gr.jp/>)
同右「停車場」: Lafcadio Hearn, "AT A RAILWAY STATION", in KOKORO (1896). (<http://www.aozora.gr.jp/>)

二〇一〇年

小泉八雲「博多」: Lafcadio Hearn, "AT HAKATA", in OUT OF THE EAST (1895). (<http://www.aozora.gr.jp/>)
同右「死生に関するいくつかの断想」: Lafcadio Hearn, "BITS OF LIFE AND DEATH", in OUT OF THE EAST (1895). (<http://www.aozora.gr.jp/>)

二〇一一年

小泉八雲「夏の日の夢」: Lafcadio Hearn, "THE DREAM OF A SUMMER DAY", in OUT OF THE EAST (1895). (<http://www.aozora.gr.jp/>)

同右「書簡 一八九三年七月二二日付チェンバレン教授宛」: Elizabeth Bisland, The Life and Letters of Lafcadio Hearn (1906). (<http://www.aozora.gr.jp/>)

同右「夜光虫」: Lafcadio Hearn, "NOCTILUCAE", in SHADOWINGS (1900), (<http://www.aozora.gr.jp/>)

同右「夜光蟲」(旧字旧仮名): Lafcadio Hearn, "NOCTILUCAE", in SHADOWINGS (1900), (<http://www.aozora.gr.jp/>)

二〇一二年

「法と文学の可能性と方法」『日本近代文学会 会報』一一六号六頁